

# 広島市老人いこいの家楽々荘に係る指定管理者候補者の選定について

広島市老人いこいの家楽々荘について、次のとおり指定管理者候補者を選定した。

## 1 施設の概要

- (1) 所在地  
広島市佐伯区楽々園五丁目8番32号
- (2) 設置目的  
老人に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図ることを目的とする。

## 2 募集の概要

- (1) 募集期間  
令和3年7月15日～令和3年9月30日
- (2) 申請者 1団体  
社会福祉法人広島市社会福祉協議会（広島市南区松原町5番1号）

## 3 健康福祉局指定管理者指定審議会（公募高齢福祉施設部会）委員

役職	職名	氏名
会長	健康福祉局長	山本 直樹 ※
副会長	健康福祉局次長	間所 英二
委員	高齢福祉部長	沖村 慶司
委員	税理士	大北 貴
委員	広島文化学園大学 スポーツ健康福祉学科教授	村上 須賀子
委員	広島文教大学 人間科学部人間福祉学科教授	坂井 晶子

※ 山本会長は欠席

## 4 審査の概要

- (1) 審査の方式  
健康福祉局指定管理者指定審議会において、指定管理者候補者の選定を行った。  
審査は、書類及び面接により、各委員が評定を行い、指定管理者候補者として選定した。
- (2) 評価基準  
評価項目

評価項目
【1 市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕 ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、どのような方策がとられているか。
【2 施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕 ① 老人いこいの家の管理運営に係る基本方針が明確であって、基本方針の内容が当該施設の設置目的に沿ったものになっているか。 ② 管理施設の利用促進策が具体的なものになっているか。 ③ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。
【3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕 ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。
【4 地域の実情に適合した取組みを行う能力を有していること。】 〔評価のポイント〕 ① 近隣地域の高齢者及び高齢者団体等の福祉活動・文化活動等に関するニーズを的確に把握しているか。（又は、把握する方策が検討されているか。） ② 他の施設や団体等との共催企画など、地域に開かれた取組を計画しているか。
【5 管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること（提案額が下限額を下回っている場合は、調査により業務が適正に履行されると認められること。）。

(注) 上記評価項目のうちいずれか1項目に「0点」がある場合は、選定の対象外とする。

## 5 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、**社会福祉法人広島市社会福祉協議会**を指定管理者候補者として選定した。

申請者	社会福祉法人広島市社会福祉協議会
評価項目 1	適
評価項目 2	適
評価項目 3	適
評価項目 4	適
評価項目 5	適
◎ 指定管理料上限額 2,001万7千円 ◎ 指定管理料提案額 2,001万7千円	

※ 指定管理料上限額及び指定管理料提案額に係る消費税及び地方消費税の税率は10%で算出している。

## 6 指定期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

## 参 考

指定管理者は公の施設の管理運営主体として社会的責任への積極的な取組が求められることから、選定時の評価における加点減点項目として、本市が推進する行政施策に関する項目を設けている。

今回は申請者が1者であったため、加点減点項目による審査は行っていないが、取組状況は次表のとおりである。

### <指定管理者候補者となった社会福祉法人広島市社会福祉協議会の取組状況>

加点減点項目		取組状況	備 考
障害者雇用率の達成	① 障害者雇用率【法定雇用率(2.3%)】	2.79%	障害者の雇用義務有り
	② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも過去に滞納していた場合	非該当	
環境問題への配慮	ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション 21 の取得	無	
男女共同参画・子育て支援の推進	① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済	策定義務有り
	② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	無	
	③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	未策定	策定努力義務有り
	④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	無	
地域貢献度	① 広島市内に、	本店がある場合	該当
		本店がなく支店がある場合	—
		その他事業所等がある場合	—
	② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、	8割以上の場合	—
		5割以上で8割未満の場合	該当
		2割以上で5割未満の場合	—